

令和5年度 税制改正のポイント

中小企業の自己変革への挑戦を後押しする税制やインボイス制度導入に係る負担軽減措置、電子帳簿保存法の要件緩和が実現！

I. 中小企業の自己変革への挑戦を後押しする税制

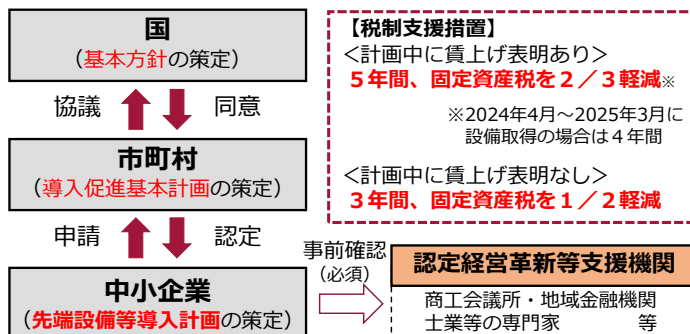
1. 中小企業向け設備投資減税の延長（2年）

➤ 中小企業の設備投資を促す以下の措置を延長

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	2年延長 中小企業経営強化税制 即時償却又は税額控除10%（※7%）			
国	2年延長 中小企業投資促進税制 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用			
税				
	□ は、経営力向上計画の認定が必要 ※ を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合			

2. 償却資産に係る固定資産税の軽減措置の創設（2年）

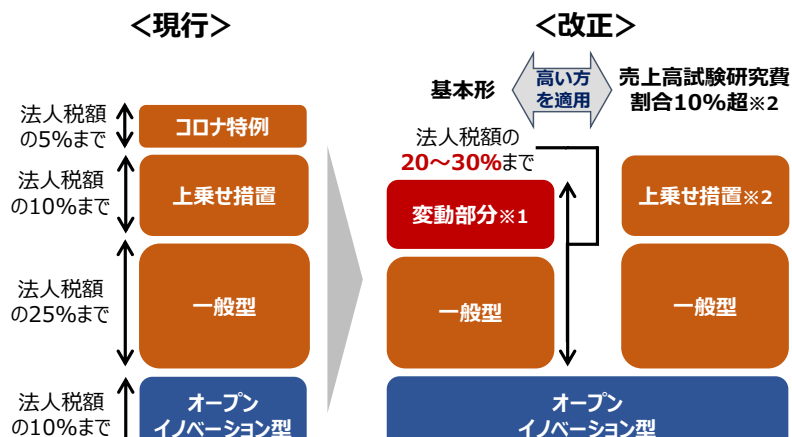
- 雇用者全体の給与が1.5%以上増加することを従業員に表明し、市町村の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき一定要件を満たす機械等を導入した場合に、**最大5年間、固定資産税を2/3軽減**
- 賃上げを表明しない場合は3年間1/2軽減



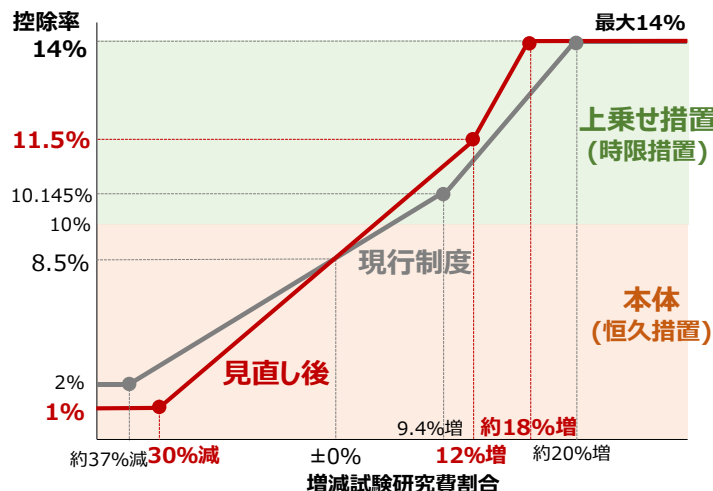
3. 研究開発税制の延長（3年）・拡充

- 研究開発投資の維持・拡大に対するインセンティブ強化のため、試験研究費の増減割合に応じて控除上限が変動する措置や控除率の傾きを大きくする措置を導入
- 控除上限や控除率の上乗せ措置を3年延長
- オープンイノベーション型におけるスタートアップの定義見直しと博士号取得者等の高度研究人材の活用を促す措置の創設、試験研究費の範囲見直し（既存データを活用したサービス開発を追加等）を実施

控除上限の見直し



控除率の見直し



I. 中小企業の自己変革への挑戦を後押しする税制 (続き)

4. 中小企業者等の法人税率の軽減措置の延長 (2年)

- 中小企業における所得800万円までの法人税率を19%から15%に軽減する措置を2年延長

所得金額	本則での税率	租特での軽減税率
年800万円以下	19%	15%
年800万円超	23.2%	-

5. スタートアップ支援の強化

- 個人投資家がスタートアップに出資した際に税優遇を受けられるエンジェル税制について、株式売却で得た利益をスタートアップへの再投資や起業に使う場合、売却益のうち20億円までは投資額に相当する分を非課税とする等

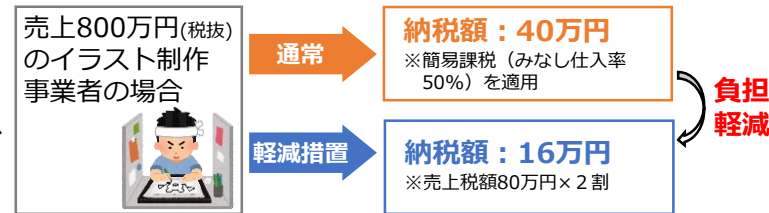


II. 納税環境整備

1. インボイス制度導入に係る負担軽減措置

①税負担の軽減

- 免税事業者がインボイス発行事業者となった場合、納税額を売上税額の2割に軽減 (3年間)



②事務負担の軽減

- 前々年の売上高が1億円以下または前年の上半期の売上高が5千万円以下の事業者における1万円未満の仕入については、インボイスの保存を不要とし、帳簿の保存のみで仕入税額控除を可能に (6年間)



③登録申請期限の延長

- 2023年10月の制度開始時にインボイス発行事業者となるには、原則2023年3月末までの登録申請が必要であったが、2023年4月以降でも可能に
- 2023年10月以降に登録申請をする場合、提出期限は登録希望日の15日前までに緩和 (現行は1カ月前まで)



2. 電子帳簿保存法 (電子取引のデータ保存) の要件緩和

①システム対応が間に合わなかった事業者等への対応

- 税務署長が認めた場合 (事前申請は不要)、税務職員から提出を求められた際に送付・受領した領収書等をデータで提出できるようにしておくとともに、出力書面を保存しておけば良いこととする

②検索機能確保要件の見直し

- 送付・受領した領収書等をデータで提出できるようにしておくことを前提に検索機能確保要件が不要となる売上高基準を5,000万円以下に緩和する等の措置を実施

多くの中小企業が従前の保存方法で対応可能に！



III. 防衛力強化に向けた財源確保

- 防衛力の強化に向け、**2024年以降の適切な時期に、法人税・所得税・たばこ税に関する措置を導入** (現時点で示されている方向性 (法人税部分))

- ・ 法人税額に対し、税率4～4.5%の新たな付加税を課す
- ・ 中小法人に配慮するため、**法人税額から500万円 (所得2,400万円相当) を控除**

↑
大多数の中小企業は対象外に (※課税対象は全法人の6%弱)

- これにより、2027年度に1兆円強の財源を確保